

世田谷区立郷土資料館

資料館だより

No.63

2015.10

平成 27 年度特別展

世田谷の土地 — 絵図と図面を読み解く —



新町村が作成した実測地図。「世田谷御領内分間一枚絵図」
作成の参考に供されたものであろうか。

新町村絵図
文化3年1月

江戸時代、世田谷は、豊かな水と緑に囲まれた長閑な農村地帯でした。維新後、近代化の波が世田谷にも押し寄せ、鉄道が引かれ、道が整備されて交通の利便がよくなると、やがて多くの田畑が姿を消し、住宅地の様相を呈するようになりました。殊に高度成長期における景観の変容は著しく、急速な土地開発により世田谷のみならず全国各地で昔日の風景が失われていきました。そうした中、歴史的景観の保全が強く叫ばれるようになり、平成 15 年、国土交通省が「美しい国づくり政策大綱」を策定し、翌 16 年には、「景観法」が制定されることとなります。世田谷区も、平成 19 年、東京都の市区町村では初の景観行政団体（景観法による景観行政を担う主体）となり、翌年 4 月には、「世田谷区風景づくり条例」および「風景づくり計画」を施行し、良好な景観形成に努めております。

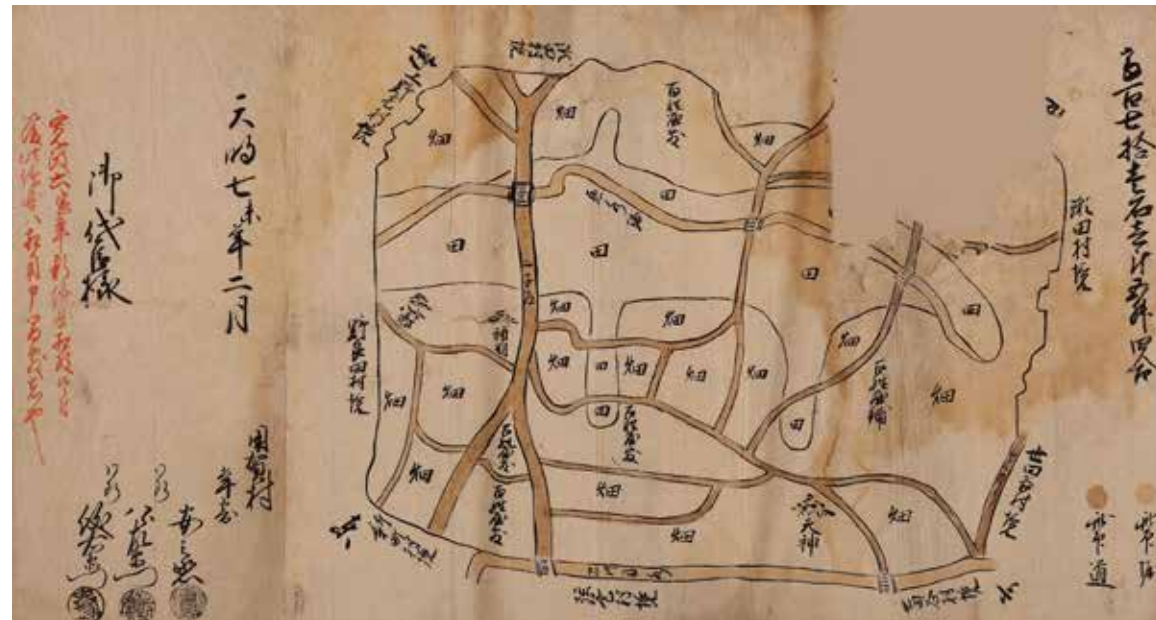
本展示会で展観に供される絵図・図面からは、既に失われた世田谷の原風景を知ることができるばかりか、現在私たちが目の当たりにしている風景が、往古よりこの土地に暮らす人々の日々の営みによって形成されたものであることも併せて知ることができるのです。今回の展示会が、郷土の歴史・文化に対する皆様の関心を一層深めるとともに、良好な景観の町づくりの一助ともなれば幸甚に存じます。

会期 平成 27 年 11 月 3 日（火）～ 12 月 6 日（日）

近世の村絵図

村絵図は、近世の村落史を研究する上で最も重要な基礎史料の一つで、これを一見すれば、研究対象とする村の地理、景観を大まかに知ることが出来る。それは、領主・代官の交替、国絵図の作成、相給分郷、村境争論などの折りに作成されるもので、代官所や名主宅に保管された。

天正18年(1590)、徳川家康が関東に入国すると、世田谷領村々(一部、現・狛江市域を含む)のほとんどがその直轄領となり、代官・松風助右衛門の支配下に置かれた。私領としては喜多見氏、藤川氏ら旗本7名が、喜多見村・深沢村・経堂在家村など都合9ヶ村のうちに給地を与えられたに過ぎない。寛永年間(1624～1644)に入ると、大幅な領主替えが行われ、御料所15ヶ村(のち、20ヶ村)が、井伊家の江戸賄料として彦根藩領に組み込まれたのをはじめ、多くの村が旗本領や増上寺領などに替わった。もっとも、一つの村を分割して複数の領主に給することも少なくなく、そうした村では、違った領主の耕地が入り組み、複雑な様相を呈した。これを相給村落という。知行地を拝領した給人たちは、みずからの領地を掌握するため、その必要に応じて適宜、村絵図を作成させたのである。



(1) 用賀村絵図 天明7年2月



(2) 用賀村絵図〈写〉文化4年5月

(1)は、旧荏原郡用賀村の名主役を代々勤めた飯田家に遺る、天明7年(1787)2月作成の用賀村絵図である。この絵図が作成される2ヶ月前の天明6年12月には、代官飯田平兵衛吉諄が年貢未進の責により改易となり、同役大場六兵衛政征も隠居を命じられている。そして同月22日、新たに宇奈根村の荒居万蔵(のち市郎兵衛と改称)以謙が、更に翌7年3月には大場六兵衛の養子・源吾興弘が代官職に就任した。この代官の交替に伴って、村絵図の提出が命じられたのであろう。因みに、飯田安之丞吉房は、天明7年の11月に用賀村の名主役を拜命している。この村絵図は、実測に拠らず、道、用水、田畑、百姓屋敷などの位置が極く簡略に描かれている。しかし、当然在ってしかるべき享保5年(1720)に掘られた溜池の記載がないなど、大雑把に過ぎるきらいがある。

(2)は、文化3年(1806)か、あるいは、その翌年に作成された用賀村絵図である。本絵図の後には、当時の用賀村名主・飯田栄治良が書いた

朱筆の由来書が貼り付けてある。それによると、文化3年、代官の荒居市郎兵衛は、領主・井伊家より「世田谷御領内分間一枚絵図」の作成を仰せ付けられている。本図は、その「領内分間一枚絵図」の用賀村分だけを写したものである。市郎兵衛が当初作成した村絵図は「壱厘間ヲ以実細之絵図」すなわち縮尺1000分の1の実測地図だったが、本図は6500分の1なので、これが市郎兵衛作成の原図を縮小したものであることがわかる。

因みに、市郎兵衛が世田谷領内を測量して廻ったのは、文化3年初頭のことであったらしい。旧上野毛村名主田中家文書の中にある『御用日記帳』には、「(文化三年二月)明十一日其村町間・方角為改荒居^(市)一郎兵衛罷越し候間、明早朝瀬田村境江年寄老人人足式人召連可被出候、」とある。(1)と比べると、実地測量に基づくものであるだけに、精度の点で、飛躍的な進歩があったことが見て取れる。

裁許絵図

江戸時代、土地の境界に関する訴訟は、幕府の評定所で裁許することになっていた。評定所は、通常、勘定奉行・町奉行・寺社奉行の三奉行で構成されたが、重要案件の場合、老中がこれに加わる。村境争論が起きると、現地に検使を派遣して調査させたり、訴人・論人双方立ち会いのもと、論所の絵図を作成させたりすることがあった。判決が出ると、絵図を作成し、その上に確定した境界線を墨で引く。さらに、絵図の裏側に判決文を書いて、奉行人が署名捺印の上、訴人と論人の双方にこれを渡す。この絵図のことを「裁許絵図」という。

多摩川は全国に名立たる暴川で、洪水氾濫によって幾度となく川筋を変えた。昨日まで川の手前にあった田畑が一夜にして川向に移ってしまうなどということが頻繁に起きた。現在も多摩川の左岸と右岸に同じ地名が存在するのはその名残である。また、多摩川の川筋が変わることによって、村境も不分明になり、それが争論の種となったのであった。そのため、稲毛領村々と世田谷領村々の間で、しばしば村境争論が起きた。

(3)は、宝永6年(1709)に、稲毛領の久地村が世田谷領の宇奈根村・大蔵村・鎌田村3ヶ村



(3) 久地村と宇奈根・大蔵・鎌田三ヶ村村境論裁許絵図
宝永7年5月13日

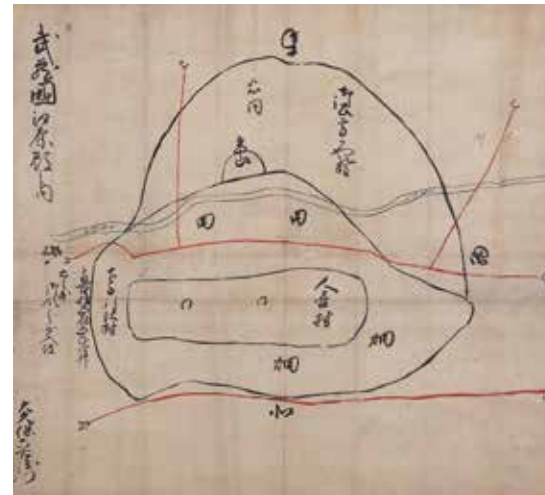
を相手取って起こした村境争論の裁許絵図である(但し、裁許が下されたのは翌7年5月)。久地村が幕領であるのに対し、宇奈根・大蔵・鎌田の3ヶ村は彦根藩領(一部旗本領)であった。

久地村の言い分を大雑把に言えば、「世田谷領村々は、川筋が変わった後の新川を村境であると主張しているが、古川が本来の村境である。したがって世田谷領の村々が自らの耕地であるといっている論所の土地も久地村のものに他ならない。」ということになるのか。これに対し、世田谷領村々は、「久地村が古川と呼んでいるのは、多摩川の支流で、新川と称している川が多摩川の本流である。したがってこれが村境となる。論所にある田畑は13年前に我々が開墾したもので、現在も年貢を納めている。」と反論している。幕府は、俄に判断がつかなかったため、検使として代官の手代2名を現地に派遣した。また、彦根藩は桜田の上屋敷から青木瀬兵衛を派遣してこの検使に立ち会わせている。しかし、なかなか結審に至らず、裁許が下ったのは翌年5月のことであった。結局、世田谷領村々の全面勝訴となった。また、裏書には、勘定奉行4名、町奉行3名、寺社奉行4名の計11名が署名している。町奉行が3名なのは、この時期、北町・中町・南町の三奉行制をとっていたからである。

相給分郷

一村を複数の給人に分け与える場合、機械的に線引きする場合と、耕地を細かく分けその等級に不公平がないよう配分する場合があった。

徳川家康の関東入国当初、馬引沢村はその直轄地であったが、元和元年(1615)までに、大久保長重(通称、甚右衛門)、内藤直政(通称、久五郎)、大久保忠尚(通称、六右衛門)の3名に分割して給されることとなった。馬引沢村の場合、



(4) 下馬引沢村絵図 年不詳

その分割方法は機械的に線引きする前者の手法が採られた。以後、同村は、北から上馬引沢村、中馬引沢村、下馬引沢村と呼称されるようになる。しかし、『郷帳』では、あくまで馬引沢村という一つの村として把握されている。(4)は、「大久保六右衛門」の知行分、下馬引沢村の村絵図である。初代の久保六右衛門は諱を忠尚という。同家では、彼の他にも「六右衛門」という通称を名乗っている人がいるので、この絵図が何時の代のものか判然としない。しかし、南側に「御公方かや野」の記載があることから、この絵図が慶安4年(1651)以前の作成であることがわかる。「御公方かや野」とは幕府管轄の萱場を意味する。萱場のような未開墾地は、旗本に給された土地の中にあっても幕府が管轄した。馬引沢村にあった幕府の萱場は、慶安4年、多摩川の治水工事で潰れ地となった下野毛村の彦根藩領地の代替地として同藩に渡されたのである。また、「宮山」とあるのは、この村の鎮守社・子ノ神社が建つ小丘のことである。『新編武蔵国風土記稿』には、「社地ノ入口ニ柱間八尺ノ鳥居ヲ建。コレヨリ石階二十五級ヲ歴テ社前ニ至ル。」とある。



(5) 等々力村玉川通両給地境絵図 年不詳

(5)は等々力村の村絵図である。同村は近世初期より芝増上寺と旗本・鈴木氏の相給村落であった。注目されるのは、増上寺領の耕地が細かく分

割配分され、市松模様を呈していることである。これは、耕地の等級に不公平がないよう配分する後者の手法が採られた証左であろう。

地租改正

明治5年（1872）、東京府は管轄内の村々に土地の種目・反別・所有者についての取調書を提出させた。これに基づき地価が決定し、明治8年からはこの地価の3%が地租として徴収されることとなったのである。

太子堂村の場合、江戸時代、一度も検地が施行されず、村の総反別（＝面積）も不明のまま近代を迎えた。村明細帳には、「無反別」とある。したがって、明治5年のこの調査で初めて村の総面積が明らかになったことになる。（6）「見面反別取調絵図」はその折り作成されたもので、土地一筆ごとの形（＝^{みづら}見面）とその反別が書かれている。

一方、上北沢村の場合、同村が提出した取調書は、実地測量を行わず、元禄14年（1701）作成の検地帳に記載されたままを書き上げたものだった。

この検地帳に貼られた付箋（7頁上の写真）は、この取調書作成時のものだと考えられる。

これらの付箋には一筆毎の地番と、当時の所有者名のみが記されている。但し、その時点で既に分筆されている土地については、複数の所有者名と各々の所持反別が記載された付箋が別に付されている。地番は1番から1447番迄で、その内訳は、

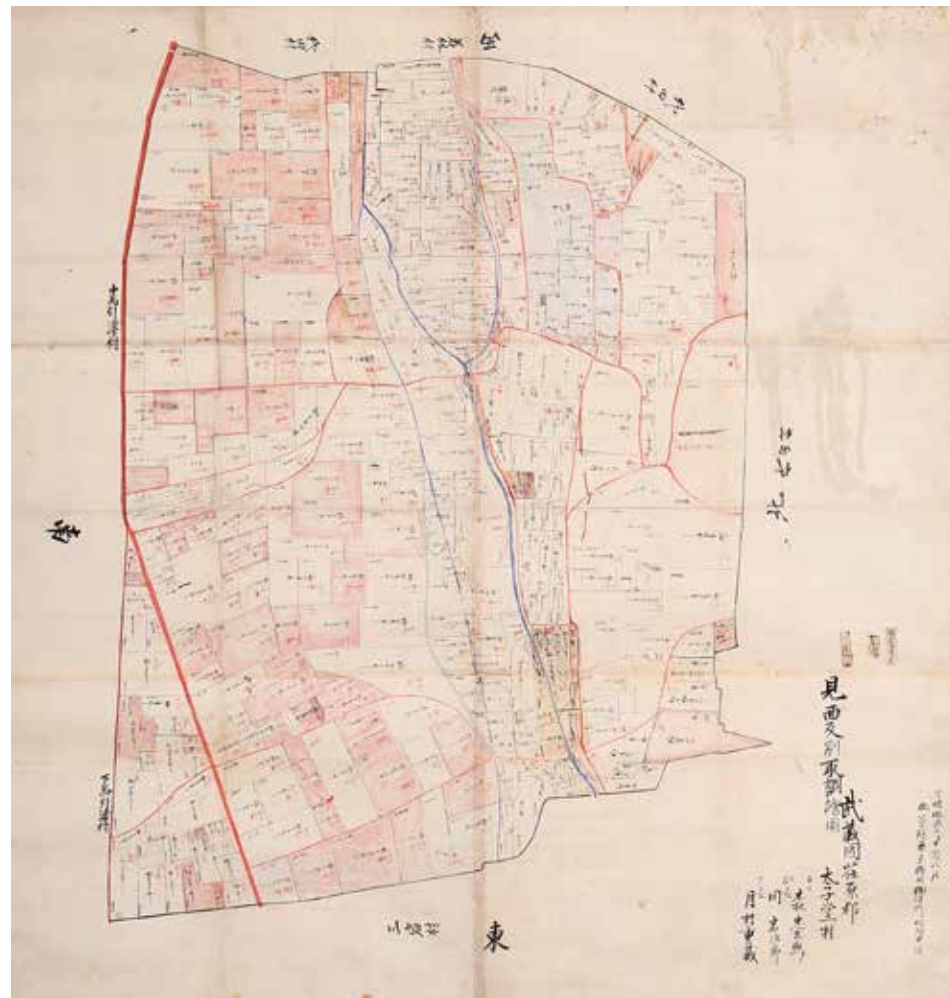
第1冊	1番～ 225番
第2冊	226番～ 776番
第3冊	777番～ 1366番



『武州荏原郡上北沢村検地帳』 元禄14年



(7) 上北沢村地租改正地引絵図 明治10年2月



(6) 見面反別取調絵図太子堂村 明治5年8月

第4冊 1367番～1445番

となっている。更に追加分として、「繁蔵千四百四十六 新畑三畝」の付箋が第4冊に、「千四百四十七（芝間荒地式町六反老畝廿五歩）」の付箋が第5冊に貼られている。これら1447筆の総計反別は122町9反7畝17歩を計上する。

当時、上北沢村は東京府第七大区六小区に属していた。上北沢村と同じ第七大区六小区に属した太子堂村の旧名主・森家の文書の中には『区内反別地価取調控』という史料が遺されている。これは、明治5年の土地取調書に基づき、第七大区六小区内の村々の総反別と地価を書き上げたものである。それによると、上北沢村の総反別は122町9反7畝17歩で、先に示した検地帳記載の1447筆の総計反別に一致する。つまり、上北沢村における明治5年の土地取調は、実地測量を行わず、元禄14年作成の検地帳に依拠したもの

であったことが判明する。もっとも、上北沢村に限らず、明治5年に提出された土地取調書は、旧幕時代に作成された検地帳の数値をそのまま書き上げる村が多かったようだ。そのため、明治8年（1875）1月には、地押丈量（＝面積測量）のやり直しが命じられることとなった。この地押丈量は翌9年の11月に完了し、同10年には「地租改正地引絵図」（7）が作成された。新地券が発給されるのは、それから2年余りを経た明治12年（1879）のことである。したがって、明治8年から新地券が発給されるまでの間は旧幕時代に作成された検地帳に依拠した数値に基づいて地租（明治10年まで地価の3%、それ以降は2・5%）の徴収がなされていたことになる。

地押丈量の結果、上北沢村の総反別は139町4反28歩に増えた（『明治15年度反別地価地租調簿』）。『武州荏原郡上北沢村検地帳』にある数値の総計より1割3分強も増加したことになる。



(8) 玉川全円耕地整理組合全図 年不詳

土地整理

明治22年(1889)に成立した東京市は、現在の23区よりも狭く、おおむね山手線の内側と隅田川の周辺を合わせた範囲であった。その外側は郡部と呼ばれ、東京市に^{そさい}蔬菜などを供給する農村地帯であった。

20世紀に入ると郡部にまで市街地化の波が押し寄せた。市街地の拡大をビジネスチャンスと捉えた企業家たちは、都心と郊外を結ぶ電気鉄道を建設し、乗客を確保するために沿線の宅地開発を行った。早いものは1910年代に開業し、1920年代から30年代にかけては宅地開発が相次いだ。近郊農村の宅地化において、鉄道会社が大きな役割を果たしたことは間違いない。しかし、それらは無人の荒野を開発したのではなく、沿線には農村のコミュニティーが存在した。そこに居住していた人々は、鉄道会社の進出に対し指をくわえて見ていたわけではなく、自らも開発の利益にあずかろうと積極的な動きを見せた。その手段が、土地整理(耕地整理および土地区画整理)だった。

東京近郊で行われた土地整理のうち、最大の規模を誇ったのが玉川全円耕地整理である。耕地整理は元来、田畑の区画整理や水路整備などといった農事改良のための制度であったが、近郊農村では将来の宅地開発に向けて実施される場合も多かった。荏原郡玉川村は東西に長く、地域によって開発の進行に時間差があった。村の東側では、1920年代のはじめに目黒蒲田電鉄が開業し、その南隣りでは有名な田園調布の開発が始まるな

ど、市街地化が着実に進行していた。同村の豊田正治村長を始めとする村の有力者たちは、耕地整理によって村全体を宅地化しようと構想していたが、西側は未だ農村地帯であり、減歩などの負担を嫌ってこれに反対する人も多かった。その結果、村内で激しい対立を引き起こすこととなったのである。当時の村行政では、意見が対立した場合、大字を単位として意思決定を行うことが常とされた。そこで、耕地整理でも、大字を単位とした「工区」に分け、着工時期は各工区が自主的に決定することで決着した。こうして、1925年に組合の設立が認可された。(8)は計画途上の図面で、これによれば、20の工区設定を予定していたことがわかる。しかし、最終的には17工区となった。また、工区の境界はおおむね大字・小字の境界を踏襲していたが、直線的に改められている部分も多く見られ、耕地整理の実施がそれまでの地域社会のあり方に変化を迫るものであったことを窺わせる。

(文責 当館学芸員・武田庸二郎
青山学院大学経済学部准教授・高嶋修一)

資料館だより	No.63
発行年月日	平成27年10月31日
編集発行	世田谷区立郷土資料館 〒154-0017 世田谷区世田谷1-29-18 ☎ 03-3429-4237 FAX 03-3429-4925 印刷登録番号 No.1318